

令和 6 年第 11 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 6 年 11 月 22 日（金）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 6 年 第 1 1 回 東串良町 農業委員会 会議録							
招 集 年 月 日		令和 6 年 1 1 月 2 2 日					
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）					
開 催 の 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和 6 年 1 1 月 2 2 日 午前 1 0 時 0 0 分			議 長	大村 教男
		閉 会	令和 6 年 1 1 月 2 2 日 午前 1 0 時 5 0 分			議 長	大村 教男
農 業 委 員		出 欠	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名
出席数 8 名 欠席数 名		○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋
		○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝
出席○ 欠席×		○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二
		○	4	大村 教男	○	8	内村 初子
最適化推進 委員		○		有留 幸路	○		松元 友信
		○		中村 春樹	○		杉木 秀幸
出席数 8 名		○		福岡 みどり	○		松留 和江
		○		村吉 博美	○		谷口 憲三
会 議 録 署 名 委 員		6 番	木佐貫 一孝		7 番	櫻木 孝二	
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅	
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 6 3 号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について						
	日程第 2 議案第 6 4 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第 3 議案第 6 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について						
	日程第 4 議案第 6 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第 5 議案第 6 7 号 令和 6 年度利用状況調査により再生困難と判断された農地の非 農地判断について						

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さん、おはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者 16 名で定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 6 年第 11 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、6 番木佐貫委員と 7 番桜木委員をお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃借権の合意解約が 19 件 45 筆、使用賃借権の合意解約は 2 件 14 筆、農用地などの利用権について、賃借権の合意解約が 2 件 9 筆、使用賃借権の合意解約は 3 件 3 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、後でお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

発言される方は、必ず議長の許可を受けて発言くださるようお願いいたします。

それでは、日程第 1 議案第 63 号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権が 14 件、賃借権が 19 件、使用賃借権が 1 件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権の 37 番については譲渡人が〇〇委員、譲受人が〇〇委員の息子さんであり、賃借権の 147 番から 151 番、153 番から 160 番まで譲受人が〇〇委員の息子さんになっていきますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって、「委員は自己または同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできない」となっておりますので、〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

〇〇委員退席

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 1 ページから 3 ページをご覧ください。

所有権の 37 番、譲り渡し人は岩弘の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

資料 11 ページをご覧ください。

賃借権の 147 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 148 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は、岩弘の〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地ののため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 12 ページをご覧ください。

次に 149 番貸人は千葉県の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 150 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載

されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 13 ページをご覧ください。

次に 151 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は、岩弘の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。なお農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 14 ページをご覧ください。

次に 153 番、貸人は、池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 154 番、貸人は川東の〇〇子さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 15 ページをご覧ください。

次に 155 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 156 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用件設定でございます。

資料 16 ページをご覧ください。

次に、157 番貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 158 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料の 17 ページをご覧ください。

次に 159 番、貸人は兵庫県の〇〇さん、借人は、岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 160 番貸人は川西の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明をさせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

鶴丸委員

はい。

議長

どうぞ

鶴丸委員

11 ページの 148 番なんですけども、〇〇さんの奥さんは〇〇さんであって、この〇〇さんは、おいっこになると思いますが、間違いないですか。息子さんは、健在なんだけど。〇〇さんは、兄さんの子供。

事務局（中村）

一応申請書では、〇〇さんが代表で、後もう１人、〇〇さんとの２人の同意をいただいています。

鶴丸委員

何も問題がなければ構わないです。

事務局（出水）

今の事に関しましては、もう一度確認させていただいて、もし取り下げとかあったら、来月の総会で取り下げをしたいと思います。

議長（大村）

すいません、よろしいですか。

鶴丸委員

はい。

議長

他にないですか。

（質疑なしの声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑は終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

引き続き事務局の説明をお願いしたいところでありますが、賃借権の 161 番については、貸人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

（〇〇委員退席）

議長（大村）

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 18 ページをご覧ください。

賃借権の 161 番貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。

なお農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 4 ページをお開きください。

所有権の 38 番、譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。次に 39 番、譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

次に 40 番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は、川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

次に 41 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

資料 6 ページをご覧ください。

次に、42 番譲り渡しには川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、贈与による所有権移転でございます。

次に 43 番譲渡人は、大阪府の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

次に、44 番譲渡人は、川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

次に 45 番、譲渡人は三重県の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料 8 ページをご覧ください。

次に 46 番、譲渡人は、東京都の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

次に 47 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

次に 48 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 49 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料 10 ページをご覧ください。

次に 50 番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

資料 11 ページの 147 番から資料 13 ページの 151 番にかけては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

資料 13 ページをご覧ください。

次に賃借権の 152 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 14 ページの 153 番から資料 18 ページの 161 番にかけては先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

資料 18 ページをご覧ください。

次に 162 番貸人は大崎町の〇〇さん、借人は岩弘の有限会社〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 19 ページをご覧ください。

次に 163 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の有限会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお農地の名義人は東愛助さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に、164 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん。申請地は議案書に記載されている通り、更新 6 年の利用権設定でございます。

次資料 20 ページをご覧ください。

次に 165 番、貸人は埼玉県の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地ため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 21 ページをご覧ください。

使用貸借権の 166 番、貸人は福岡県の〇〇さん、借人は、川西の〇〇さん、申請地は

議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

木佐貫委員

163 番の水利費は以前から徴収しておらず対象外とは、どういう事ですか。

事務局（中村）

一応、地目が田んぼなんですけど、林田土地改良区に確認したら以前から水利費はとっていないということで、田んぼだから水利費が発生するんじゃないかということで確認をさせていただいたんですけど、〇〇さんにも聞いたのですが、水を使う時はポンプを持ってきて、水を給水しているという事でした。

木佐貫委員

自分で給水してるという事ですか。

事務局（中村）

そういう事です。

議長（大村）

いいですか。他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（大村）

なければ質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 63 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 2 議案第 64 号農用地利用集積等促進計画案の意見についてを議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 6 件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、3 番については、借人が取締役を務めている株式会社〇〇となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 23 ページをご覧ください。

賃借権の 3 番貸人は〇〇さん、借人は、川東の株式会社〇〇さん。申請地は、議案書に記載のある通り更新 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

なければ質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。それでは質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

それでは引き続き、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 22 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番貸人は〇〇さん、借人は、鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 23 ページをご覧ください。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は、新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り更新 10 年の利用権設定でございます。

次に、3 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

資料 24 ページをご覧ください。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、

申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、

申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。
以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。
よって日程第 2 議案 64 号農用地利用集積等促進計画案の意見については、原案通り承認することに決しました。
次に、日程第 3 議案第 65 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
今回申請がなされたのは所有権移転が 6 件あります。
そのうちの 2 件につきましては、現地調査を行っておりますので、まず資料 27 ページの所有権移転の 39 番について有留委員に、現地調査報告をお願いいたします。

有留委員

それではご報告させていただきます。令和 6 年 11 月 13 日水曜日に、農地法第 3 条に係る現地調査を私と木佐貫委員、事務局 3 名の計 5 名で行いました。
なお、関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。
今回の申請は鹿屋市在住の譲受人が農地をもらい受けるものであり、作付け予定作物は水稲、飼料作物となっております。
譲受人の農作業の経験は 8 年であり、農業への意欲及び従事日数、農機具等も農地法第 3 条の許可基準を上回っております。
なお譲受人の住所は鹿屋市であります。通作に関しても問題はないものと思われます。さらに農作業をする際には、周囲の農地への悪い影響が出ないように十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可を出しても問題はないものと思われます。
以上で報告を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。
それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）
質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは次に資料 28 ページの所有権移転の 40 番について、木佐貫委員に現地調査報告をお願いいたします。

木佐貫委員

はい、それでは報告させていただきます。

令和 6 年 11 月 13 日水曜日に、農地法第 3 条に係る現地調査を私と中村委員、事務局 3 名の計 5 名で行いました。

なお、関係者として農地の譲受人である〇〇株式会社の〇〇さんが出席されました。今回の申請は、鹿屋市在住の譲受人が農地を購入するものであり、作付け予定作物は、水稲となっております。

譲受人の農作業の経験は 35 年であり、農業への意欲および従事日数、農機具等も農地法第 3 条の許可基準を上回っております。

なお、譲受人の住所は鹿屋市ですが、通作に関しても問題はないものと思われます。

さらに、農作業をする際には、周囲の農地への悪い影響が出ないように

十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可を出しても問題はないものと思われます。

以上で報告を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（大村）

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

議長（大村）

ありがとうございます。

それでは引き続き所有権移転の 35 番から事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは、資料 25 ページをお開きください。

所有権移転の 35 番、譲り渡し人は東京都の〇〇さん、譲受人は、川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権移転でございます。

次に 36 番、譲渡人は、肝付町の〇〇さん、譲受人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権移転でございます。

なお、譲受人は町外在住となっておりますが、先月にも申請を行っているため、現地調査の報告は既に行っております。

資料 26 ページをお開きください。

次に、37 番譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権移転でございます。

次に 38 番譲り渡し人は川東の〇〇さん、譲り受けには池之原の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り売買による所有権移転でございます。

以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 3 議案第 65 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 4、議案第 66 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。今回の申請は 2 件あります。

そのうち、資料 29 ページの〇〇さんからの申請につきましては、令和 6 年第 4 回東串良町農業委員会において、農業整備計画の変更について審議されており、その際に、現地調査の報告および転用内容の説明もなされていますので、今回の審議は転用内容の説明を省略させていただきます。それでは質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

（なしの声あり）

質疑を終結します。本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認することに決しました。

続いて資料 30 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について、現地調査の報告を松留委員よりお願いいたします。

松留委員

それでは報告させていただきます。令和 6 年 11 月 13 日の金曜日に転用に係る現地調査を私と谷口委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

申請地の農地区分は、農用地区内農地に該当します。申請目的は町内の砂採取事業者である申請人が、申請地を一時的に使用して、砂を採取することを目的としており、農地の一時転用に当たるものと思われます。

費用については、自己資金により賄う予定であるとのことでした。

また、持留川土地改良区より、「砂採取に関して差し支えない」との意見書も提出されており、周囲には特に被害が出ないものと判断しているものと思われます。

また申請人は、転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう、被害防除計画に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意をもって対応するものとしており、特に問題はないと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

はい。

議長

どうぞ。

吉ヶ崎委員

よろしいですか。

工事とかで、作業される方が誠意を持って対応しますとのことですが、その誠意というのが、どこまでが誠意なのか、よく理解できてないものですから、教えていただきたいと思います。

事務局（出水）

今の質問に関しましては、用地の所有者の方が苦情などを復元して１年以内とかで処理し、苦情がでなかった場合は、基本的には前の通り復元したというもので、現地を確認した。県にも確認したんですが、何年か経ったら基本的には業者さんはきちんと、元に戻したということです。

一旦返されたら、基本的には、不具合については、１年以内に言わないといけないという事です。

吉ヶ崎委員

不具合が出た場合は、１年以内という事ですね。

事務局（出水）

すいません。総会資料の修正があります。

資料の 30 ページの農振のところが、農用地区外農地ですけど正しくは農用地区域内農地ですので、修正をお願いします。

議長（大村）

他にありませんか。

（なしの声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第4議案第66号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について原案通り承認することに決しました。

次に、日程第5議案第67号、令和6年度利用状況調査により再生困難と判断された農地の非農地判断についてを議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは私の方で説明させていただきます。

資料31ページをご覧ください。

資料31ページに記載のある農地に関しましては、農地への復元が難しいと判断されたものであります。

これらの農地は、非農地判断を行い、農地から除外することはやむを得ないことと思われま。

詳細につきましては、11月8日の非農地に係る現地調査を行った際に審議しておりますので、省略させていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ないですか。

（質疑なしの声あり）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第5議案第67号令和6年度利用状況調査による再生困難と判断された農地の非農地判断については原案通り承認することに決しました。

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

12月の予定についてですけれども、12月の現地調査を12月13日金曜日を予定しています。それから定例総会の方を12月20日金曜日を予定していますが、時間に変更があるかもしれませんので、変更があればご連絡を差し上げたいと思います。

それから来月の予定での事ですけれども、重ねて報告なんですけれども1月の行事予定で、1月24日の金曜日でご報告を先にしてたと思いますが、この日も少し変更がございまして、1月24日金曜日の予定を1月27日月曜日に変更させていただきたいと思います。

先にご報告していたと思うんですけれども、1月の総会予定は、27日の月曜日でよろしくをお願いします。

事務局（上野）

すいません。会長よろしいですか。
修正があります。

議長（大村）

はいどうぞ。

事務局（出水）

一番最初に、基盤促進法の有留委員の審議をする時に、賃借権151番、153番の譲受人と発言したのですが、正しくは賃借の為、借人ですので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。
以上で本日の審議議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和6年第11回定例総会を閉会いたします。